

民 事 訴 訟 法

(50 点)

XとYはいずれも成年に達した自然人である。Xは、Xを原告、Yを被告として、『被告は、原告に対し、100万円を支払え。また、被告は、原告に対し、平成28年10月1日から被告がその100万円を支払うまでの期間に応じて、その100万円に対する年5分の割合による金員を支払え』との判決を主位的に求め、『被告は、原告に対し、甲野太郎作成の絵画乙を引き渡せ』との判決を予備的に求める旨を記載した訴状を平成28年11月1日に京都簡易裁判所に提出して訴えを提起した。

Xの主張は、「Xは、平成28年9月1日、Yとの間で、Xが所有していた絵画乙を代金100万円でYに売り渡すとの売買契約を締結し、同日、絵画乙をYに引き渡した。Yは、この契約において代金全額を同月30日までに支払うと約束していた。しかし、Yは、『絵画乙に100万円の価値はなく、Xに騙された』などと難癖をつけて代金を全く支払わず、しかも絵画乙を占有したままである。よって、Xは、Yに対し、売買契約に基づいて代金100万円の支払を求める。また、履行期日の翌日である同年10月1日からYが代金を支払うまでの間、代金支払債務の不履行による損害賠償請求権が発生するので、その請求権に基づきその期間に応じた民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める。以上が主位的請求であるが、Yが、この請求に対して、この訴訟の審理において売買契約の無効等の主張をすることが予想され、仮にそのようなYの主張が認められるならばYは絵画乙を占有する理由がなくなるので、Xは、予備的に、所有権に基づいてYに絵画乙の引渡しを求める」というものであった。

問1 この訴えにおいて、請求の併合がどのような形態で生じているかを説明しなさい。また、そのような請求の併合に関し、第一審の裁判所が審理及び判決をするにあたって留意すべき事項について論じなさい。

問2 この訴えに即して、将来の給付の訴えの利益について論じなさい。

問3 Yは、第1回口頭弁論期日に出頭し、『Xの請求を全部棄却する』との判決を求める。YはXから絵画乙を買ったことはない』と述べた。これに対し、Xが、この期日に、①「本件訴えを取り下げる」と述べた場合と②「本件の請求を全部放棄する」と述べた場合のそれぞれについて、これらのXの訴訟行為の要件及び効果を論じなさい。